



熊本県公報

第 1 2 3 2 9 号

平成 26 年 7 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 漁船保険義務加入区の指定の変更…………… (団体支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 3

公 告

- 土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 3
- 平成 25 年度下期熊本県病院事業業務状況…………… (障がい者支援課) 3
- 公共測量の実施…………… (監理課) 10
- 基本測量の実施…………… (") 10

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合 O A システム用パソコン等 (平成 26 年度導
入分) の借入れに係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 11
- 熊本県警察統合 O A システム用パソコン等 (平成 26 年度導
入分) の借入れに係る一般競争入札の実施…………… (") 11
- 平成 26 年度第 2 期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推
進委員会の開催…………… (教育政策課) 15
- 平成 25 年熊本県公安委員会告示第 7 号の一部改正…………… (警察本部少年課) 15

告 示

熊本県告示第 674 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ
 ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示す
 平成 26 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
社会福祉法人豊 生会	デイサービスセ ンターてまり	菊池郡菊陽町津 久礼字石坂 2 2 6 3 番地 3	平成 26 年 7 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 675 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防
 サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示
 する。
 平成 26 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
社会福祉法人豊 生会	デイサービスセ ンターてまり	菊池郡菊陽町津 久礼字石坂 2 2 6 3 番地 3	平成 26 年 7 月 1 日	介護予防通所 介護

熊本県告示第 676 号
 漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。) 第 112 条第 3 項

の規定により、平成18年4月28日熊本県告示第482号（漁船保険加入区指定）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

なお、平成24年6月26日熊本県告示第849号で公示した芦北加入区及び平成25年7月2日熊本県告示第665号で公示した田浦加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第2号の規定により平成26年7月1日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「「田 浦 葦北郡芦北町井牟田、海浦、小田浦、田浦、田浦町、波多島、横居木一円」

「芦 北 葦北郡芦北町芦北、乙千屋、佐敷、白岩、鶴木山、計石、花岡、宮崎、女島、湯浦一円」

「「芦北町 葦北郡芦北町一円」」に改める。

熊本県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字白岩 3337番4地先から 同所 3396番16地先まで	360.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年7月1日

熊本県告示第678号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町大字川口字円明寺 954番2地先から 上益城郡山都町大字鶴ヶ田字石ノ本 2317番2地先まで	280.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年7月1日

熊本県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	御船甲佐	上益城郡甲佐町大字白旗字小		8.0		町道改

線	中尾 1236番1地先から	前	～ 20.0	79.0	良工事にともなう区域変更
	同所 1029番地先まで	後	8.0 ～ 25.7	84.2	

2 区域を変更する期日 平成26年7月1日

熊本県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年7月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山 大津線	菊池郡大津町大字高尾野字東 高尾野 855番1地先から	前	12.7 ～ 33.2	103.1	やさ道 交安1 地
		同所 855番1地先まで	後	14.2 ～ 42.9	103.1	

2 区域を変更する期日 平成26年7月1日

公 告

熊本県公告第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営宇土北部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営宇土北部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年7月2日から平成26年7月30日まで
- 縦覧場所
宇土市役所

熊本県公告第343号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成25年度下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 5 年度下期 熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成 2 5 年度下期（平成 2 5 年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

常勤医師の不足のため、平成 2 0 年 1 月以降、新規外来患者の受診を抑制するとともに、同年 4 月から、2 0 0 床中 5 0 床を休床している。

このような状況の中、今期の外来患者は、延人数 1 2, 7 7 0 人、1 日平均 8 8. 7 人で前年度同期と比較すると、延人数では 3 8 8 人、1 日平均では 2. 7 人の減少となっている。

なお、平成 2 4 年度から開設した「こころの思春期外来」は、患者数が大幅に増加したことから、平成 2 5 年 1 2 月、診療体制の充実を図った。

また、外来患者数の減少等に伴い、入院患者についても、延人数 2 1, 2 2 0 人、1 日平均 1 1 6. 6 人、病床利用率 7 7. 7 パーセント（病床利用率の算定に当たっては、平成 2 0 年 4 月以降、稼働病床 1 5 0 床を基礎としている。）で、前年度同期と比較して、延人数では 2 9 5 人、1 日平均では 1. 6 人、病床利用率では 1. 1 ポイントの減少となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
延 人 数	2, 302	2, 193	2, 160	2, 030	1, 981	2, 104	12, 770
1 日 平 均	88. 5	91. 4	93. 9	88. 3	86. 1	84. 2	88. 7

② 入院患者の状況

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	3, 942	3, 600	3, 431	3, 515	3, 161	3, 571	21, 220
1 日 平 均	127. 2	120. 0	110. 7	113. 4	112. 9	115. 2	116. 6
利 用 率	84. 8%	80. 0%	73. 8%	75. 6%	75. 3%	76. 8%	77. 7%

③ 入退院調

（単位：人）

	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
入 院 者 数	24	17	11	22	25	23	122
退 院 者 数	31	24	19	17	24	31	146
月 末 患 者 数	123	116	108	113	114	106	

④ 外来患者病名別調 (延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計数) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		1,237	1,123	1,157	1,132	1,088	1,127	6,864
そううつ病		571	534	551	487	485	514	3,142
脳器質性	認知症							
	アルツ型	7	5	5	5	5	4	31
	脳血管性							
	その他	4	4	6	5	5	6	30
その他		15	11	13	12	11	14	76
依存症	アルコール	101	53	57	67	68	69	415
	覚醒剤	34	39	32	35	28	34	202
	その他	4	7	6	6	6	7	36
その他の精神病		90	84	76	80	79	110	519
精神遅滞		1	3		1	1	2	8
人格障害		2		1	1	2		6
神経症		180	164	169	153	155	155	976
てんかん		9	8	7	8	8	7	47
その他		47	158	80	38	40	55	418
合計		2,302	2,193	2,160	2,030	1,981	2,104	12,770

⑤ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計数) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
統合失調症		2,823	2,489	2,443	2,533	2,295	2,672	15,255
そううつ病		546	605	470	494	389	395	2,899
脳器質性	認知症							
	アルツ型							
	脳血管性							
	その他					25	23	48
その他		31	50	62	62	56	35	296
依存症	アルコール	238	210	267	293	272	333	1,613
	覚醒剤	215	166	116	92	63	63	715
	その他	31	28					59
その他の精神病		53	30	31	10	2	17	143
精神遅滞		5						5
人格障害								
神経症			22	42	31	59	33	187
てんかん								
その他								
合計		3,942	3,600	3,431	3,515	3,161	3,571	21,220

(3) 職員の状況

(単位：人)

職 種 別	H25. 3. 31現在	H26. 3. 31現在
医 師	5	5
医 療 技 術 職 員	9	9
看 護 師	57	56
准 看 護 師	1	
事 務 職 員	15	16
技 能 労 務 職 員	1	1
計	88	87

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書（平成25年10月1日から平成26年3月31日まで）

(単位：円)

医業収益	384,825,249	
医業費用	828,616,316	
当期営業損失		443,791,067
医業外収益	393,873,628	
医業外費用	45,039,504	
当期経常損失		94,956,943

(2) 平成25年度決算の状況

① 損益計算書

(単位：円)

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	630,484,761		
	(2) 外来収益	152,549,237		
	(3) その他医業収益	<u>5,943,624</u>	788,977,622	
2	医業費用			
	(1) 給与費	966,003,687		
	(2) 材料費	77,730,288		
	(3) 経費	262,534,710		
	(4) 減価償却費	141,955,506		
	(5) 資産減耗費	239,258		
	(6) 研究研修費	<u>4,540,908</u>	<u>1,453,004,357</u>	
	営業損失			664,026,735
3	医業外収益			
	(1) 受取利息	4,153,518		
	(2) 一般会計負担金	779,535,000		
	(3) その他医業外収益	<u>4,437,184</u>	788,125,702	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	91,460,214		
	(2) 雑損失	<u>0</u>	<u>91,460,214</u>	696,665,488
	経常利益			<u>32,638,753</u>
5	特別利益	<u>0</u>	0	
6	特別損失	<u>0</u>	0	0
	当年度純利益			<u>32,638,753</u>
	前年度繰越欠損金			<u>759,307,793</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>726,669,040</u></u>

② 貸借対照表

(平成26年3月31日)

(単位：円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	283,278,583	
ロ	建物	5,099,182,147	
	減価償却累計額	<u>1,925,855,387</u>	3,173,326,760
ハ	構築物	522,230,400	
	減価償却累計額	<u>329,514,588</u>	192,715,812
ニ	器械備品	357,827,959	
	減価償却累計額	<u>295,662,775</u>	62,165,184
ホ	車輛	18,043,050	
	減価償却累計額	<u>17,083,434</u>	959,616
ヘ	建設仮勘定		0
	有形固定資産合計		3,712,445,955
(2)	無形固定資産		
イ	電話加入権	<u>240,832</u>	
	無形固定資産合計		<u>240,832</u>
	固定資産合計		3,712,686,787
2	流動資産		
(1)	現金預金	2,183,307,185	
(2)	未収金	116,356,773	
(3)	貯蔵品	4,429,594	
(4)	その他流動資産	<u>0</u>	
	流動資産合計		<u>2,304,093,552</u>
	資産合計		<u>6,016,780,339</u>
		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	退職給与引当金	341,521,785	
(2)	修繕引当金	<u>156,399,307</u>	
	固定負債合計		497,921,092
4	流動負債		
(1)	未払金	132,687,770	
(2)	預り金	8,302,620	
(3)	その他流動負債	<u>0</u>	
	流動負債合計		<u>140,990,390</u>
	負債合計		638,911,482
		資 本 の 部	
5	資本金		
(1)	自己資本金	2,089,986,924	
(2)	借入資本金		
イ	企業債	<u>2,977,804,835</u>	
	借入資本金合計		<u>2,977,804,835</u>
	資本金合計		5,067,791,759
6	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	155,049,830	
ロ	補助金	384,417,000	
ハ	その他資本剰余金	<u>325,260,000</u>	
	資本剰余金合計		864,726,830
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	172,019,308	
ロ	当年度未処理欠損金	<u>726,669,040</u>	
	利益剰余金合計		<u>△554,649,732</u>
	剰余金合計		<u>310,077,098</u>
	資本合計		<u>5,377,868,857</u>
	負債資本合計		<u>6,016,780,339</u>

③ 剰 余 金 計 算 書

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

(単位 円)

	資 本 金		剰 余 金							資本合計
	自 己 資本金	借 入 資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
			受贈財産 評価額	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減 債 積立金	未処理 欠損金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	2,089,986,924	3,167,139,813	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	△ 759,307,793	△ 587,288,485	5,534,565,082
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	3,167,139,813	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	(繰越欠損金) △ 759,307,793	△ 587,288,485	5,534,565,082
当年度変動額	0	△ 189,334,978	0	0	0	0	0	32,638,753	32,638,753	△ 156,696,225
企業債の償還	0	△ 189,334,978	0	0	0	0	0	0	0	△ 189,334,978
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	32,638,753	32,638,753	32,638,753
当年度末残高	2,089,986,924	2,977,804,835	155,049,830	384,417,000	325,260,000	864,726,830	172,019,308	(当年度未処理欠損金) △ 726,669,040	△ 554,649,732	5,377,868,857

④ 欠 損 金 処 理 計 算 書

(単位 円)

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	2,089,986,924	2,977,804,835	864,726,830	△ 726,669,040
議会の議決による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,089,986,924	2,977,804,835	864,726,830	(繰越欠損金) △ 726,669,040

3 平成 26 年度の経営方針

- ・ 県民のための精神科医療機関としての使命を果たす。
- ・ 患者様の権利を擁護し、患者様との相互協力のもと、安心できる医療を実現する。
- ・ 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療の推進を図る。
- ・ 患者様の視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に努める。
- ・ 全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに努める。

4 平成 26 年度当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床		
入院患者	44,895人	(1日平均	123人)
外来患者	32,230人	(1日平均	110人)

(注) 平成20年4月1日から50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定

(単位：千円)

病院事業収益	1,645,301	医業収益	845,755
		医業外収益	799,546
病院事業費用	1,668,342	医業費用	1,536,595
		医業外費用	85,953
		特別損失	45,744
		予備費	50

(3) 資本的収入及び支出の予定

(単位：千円)

資本的収入	0		0
資本的支出	234,171	建設改良費	39,228
		企業債償還金	194,943

熊本県公告第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量及び数値地図作成）	平成26年6月11日から 平成26年9月30日まで	荒尾市大島

熊本県公告第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次

のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成26年7月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成26年7月25日から 平成26年12月10日まで	八代市

登載依頼

熊本県警察本部告示第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年7月1日

熊本県警察本部長 田中勝也

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成26年度導入分）の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年7月15日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊情管公告第915号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月1日

熊本県警察本部長 田中勝也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
 - (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係
住所 〒862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線2443
FAX 096-381-2048
 - (3) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成26年度導入分）の賃貸借に係る

要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

- (4) 借入期間
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
- (5) 納入期限
平成26年12月26日（金）
- (6) 借入場所
要求仕様書による。
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受付ける。
ア 競争入札参加資格審査申請書（競争入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成26年7月15日（火）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出入納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
住所 〒862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
 - (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等が暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平

成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 要求仕様書6事前提出書類一式

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付するイ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、イ及びウの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イ及びウの書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札をする場合は、(1)ア、イ及びウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成26年8月5日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年8月5日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年8月18日(月)午後5時まで行う。

(3) 入札の方法等

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年8月18日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成26年8月19日(火)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課 0A 研修室(熊本県警察本部庁舎9階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年8月18日(月)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けた

ときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5(3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

（本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2443）

ファックス番号 096-381-2048

(2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police .
- (2) Deadline for supply of items:
December 26th, 2014
- (3) Date and place to submit bidding:
August 19th, 2014, 10:00a. m.
Kumamoto Prefectural Police
Information Management Division
9th floor 0A training Room
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
August 18th, 2014, 5:00p. m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Phone. 096-381-2048

熊本県教育委員会公告第14号

平成26年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催について
平成26年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を次のとおり開催
します。

平成26年7月1日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 開催日時
平成26年7月15日(火) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階 職員研修室
- 3 議事
(1) 熊本県教育委員会の点検及び評価(平成25年度対象)について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、当該会議の開催予定時刻までに、会議の会場において
受付を行い、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会事務局(熊本県教育庁教育政
策課)
(電話 096-333-2673)

熊本県公安委員会告示第13号

平成25年4月19日熊本県公安委員会告示第7号の一部を次のように改正し、平成2
6年7月1日から施行する。

平成26年7月1日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

2の表中「立花 直美」を「矢野 英明」に、「境 敬一郎」を「田畠 浩紀」に改め
る。